

公示送達書

告示第11号

公 示

下記の者に送達すべき書類については、その住所、居所、事務所又は事業所が不明である等のため、書類の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定において準用する地方税法第20条の2の規定および宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第23条の規定により、公示送達します。

なお、当該書類は、本職が保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和8年6月12日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 菅原 茂  
(公印省略)

送達すべき書類に係る文書番号  
送達を受けるべき者の氏名又は名称

宮広保第64号  
新井 京子

以下余白